

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年11月14日（令和元年（行個）諮問第125号）

答申日：令和2年3月27日（令和元年度（行個）答申第166号）

事件名：本人に係る障害者虐待防止法に基づく措置を行った際の記録（特定課室保有）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私の個人情報に記載されている 1 雇用環境・均等室が保有する障害者虐待防止法に基づく措置を行った際の記録一式（平成28年度）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年5月10日付け三労個開第30-95-2号により三重労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

なお、審査請求人から意見書が提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨申出がなされていることから、その内容は記載しない。

特定職員3名が関わっていたり、後任の後任の特定職員から聞いたかなり前から今現在まで、個人情報の行政文書の県と雇用環境・均等室間でやり取りの際の取扱い、県も県として明記がないし、県庁内全ての組織、行政文書で特殊な個人情報を普通郵便で送り、確認もしなくて、自分達を離れて紛失があれば、相手と郵便局の責任と、みっともない責任のなすり合いで、平成28年の担当者の事を確認してほしいと現在の担当の特定職員に伝えたと、同年の担当の特定職員は覚えていないと言うし、近くにあった内容がこれかなと適当にアバウトに確認もする現在の担当職員は、上司の特定職員から私の話を聞き、暴言、失言、脅し、つまり電話で虐待までした。その時の電話での私と現在の担当職員のやり取りは全て録音をして

おり、証拠として持っている。組織も役職の職員も、資質が悪すぎる。ですからこの文書の部分不開示も全て全開示して、職員も内容（中身）も厳しく精査，確認が必要です。全開示をよろしくお願いします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は，平成31年3月13日付けで処分庁に対し，法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して，処分庁が一部不開示の原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，令和元年8月15日付け（同月19日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については，原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示するとともに，その余の部分については，法の適用条項を追加した上で，不開示とすることが妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書として特定された文書は計11文書あり，そのうち原処分において不開示とされた部分があるものは，別表の1欄に掲げる文書6，8及び9ないし11である。これらは，それぞれ以下に該当する。

- ア 決裁・供覧（使用者による障害者虐待に係る情報提供）（文書9）
- イ 使用者による障害者虐待に係る情報提供（文書6）
- ウ 使用者による障害者虐待に係る事案の報告（文書8，10及び11）

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性について

文書11③の不開示部分には，被申出人である特定事業場の担当者の氏名・役職が記載されている。当該情報は，法14条2号本文前段に定める開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。このため，当該部分は，同号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性について

文書8並びに文書11①及び⑤の不開示部分には，被申出人である特定事業場の主張が記載されている。これらの情報は，法人に関する情報であり，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また，行政機関の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供されたものであって，通例とし

て開示しないこととされている情報であることから、法14条3号イ及びロに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条5号該当性及び7号イ該当性について

文書10①の不開示部分には、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されることにより、監督指導に必要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握が困難となり、検査事務という性格を持つ監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては法違反の発見ができなくなるおそれがある。さらには、このような法違反が発見されない状況は事業者の法違反行為を惹起することとなり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれが生じる。以上から、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、法の適用条項としてこれらを追加した上で、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号柱書き該当性について

文書6並びに文書11①及び⑥の不開示部分には、国の機関が行う障害者の虐待防止に関する相談・通報に係る事務に関する情報が記載されている。これらの情報は、開示することにより、行政の対応方法や指導等に支障を及ぼすおそれがあり、また、事業主について事実確認に係る任意の協力を妨げるおそれがあるため、障害者虐待防止法に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

文書6、文書9、文書10②並びに文書11②、④及び⑦については、法14条各号に規定する不開示情報に該当しない情報であることから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書(上記第2の2)において、「組織も役職の職員も資質が悪すぎる。ですからこの文書の部分非開示も全て全開示して職員も中身(内容)も厳しく精査、確認が必要」等と主張しているが、法の規定に基づく開示請求に対しては、上記(1)ないし(3)のとおり、対象を特定した上で、保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち上記3(3)に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、適用条項として法14条5号及び7号イを追加した上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年11月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年12月3日 審議
- ④ 令和2年1月20日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年3月11日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めるが、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1及び通番3

当該部分には、三重労働局の担当官の特定事業場に対する対応が記載されているが、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、障害者の雇用促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2

当該部分は、労働相談票（使用者による障害者虐待）の「虐待の内容及び発生要因」欄の記載の一部であり、三重労働局の担当官が監督指導を実施した際に確認した内容が記載されているが、特定事業場に勤務していた審査請求人の勤務時間及びその管理に関する内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番4

当該部分は、労働相談票（使用者による障害者虐待）の「虐待の内容及び発生要因」欄に記載された、三重労働局から訪問指導を受けた特定事業場の応対者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番5及び通番6

当該部分は、労働相談票（使用者による障害者虐待）の「虐待の内容及び発生要因」欄の記載の一部であり、三重労働局の担当官の特定事業場に対する対応が記載されているが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、障害者の雇用促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番1及び通番3

当該部分には、三重労働局の担当官が特定事業場から聴取した内容を踏まえた担当官の見解が記載されており、いずれも審査請求人が知り得る情報とは認められない。

このため、当該部分を開示すると、障害者の雇用促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番5

当該部分は、労働相談票（使用者による障害者虐待）の「虐待の内容及び発生要因」欄の記載の一部であるが、三重労働局の担当官が聴取した特定事業場の内部情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分を開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第3部会）

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表

1 本件文書			2 原処分における不開示部分			3 左のうち新たに開示すべき部分
文書番号	文書名	頁	通番	不開示部分	法14条各号該当性等	
文書6	使用者による障害者虐待に係る情報提供	14及び15	-	「4 労働局における虐待の判断」1行目14文字目ないし2行目6文字目、2行目21文字目ないし3行目4文字目	新たに開示	-
文書8	使用者による障害者虐待に係る事案の報告	17	1	特記事項1行目ないし3行目	3号イ及びロ並びに7号柱書き	特記事項1行目1文字目ないし31文字目
文書9	決裁・供覧（使用者による障害者虐待に係る情報提供）	18ないし20	-	別添決裁文書案1の「4 労働局における虐待の判断」1行目14文字目ないし2行目6文字目、2行目21文字目ないし3行目4文字目	新たに開示	-
文書10	使用者による障害者虐待に係る事案の報告	21ないし24	2	①24頁労働相談票（使用者による障害者虐待）の「虐待の内容及び発生要因」欄1行目1文字目ないし3行目23文字目、4行目ないし10行目	5号及び7号イ	全て
			-	②24頁労働相談票（使用者による障害者虐待）の「虐待の内容及び発生要因」欄の上記以外の部分	新たに開示	-
文書11	使用者による障害者虐待に係る事案の報告	25ないし27	3	①特記事項1行目ないし3行目	3号イ及びロ並びに7号柱書き	特記事項1行目1文字目ないし31文字目
			-	②労働相談票（使用者による障害者虐待）の「虐待の内容及び発生要因」欄1行目1文字目ないし11文字目	新たに開示	-

			4	③労働相談票（使用者による障害者虐待）の「虐待の内容及び発生要因」欄 2 行目 5 文字目ないし 8 文字目	2 号	全て
			-	④労働相談票（使用者による障害者虐待）の「虐待の内容及び発生要因」欄 1 0 行目及び 1 1 行目	新たに開示	-
			5	⑤労働相談票（使用者による障害者虐待）の「虐待の内容及び発生要因」欄 1 4 行目 1 文字目ないし 1 7 行目 2 1 文字目	3 号イ及びロ	1 4 行目
			6	⑥労働相談票（使用者による障害者虐待）の「虐待の内容及び発生要因」欄 1 8 行目 1 文字目ないし 1 9 行目 4 1 文字目	7 号柱書き	全て
			-	⑦労働相談票（使用者による障害者虐待）の「虐待の内容及び発生要因」欄 1 9 行目 4 2 文字目ないし 2 0 行目 2 1 文字目	新たに開示	-

(注)

- 1 本件文書に頁番号は付番されていないが、1 枚目ないし 2 7 枚目に 1 頁ないし 2 7 頁と付番したものを「頁」として記載している。
- 2 理由説明書・別表の下線部の記載に誤りがあったため、当審査会事務局において訂正した。